

運転保守状況(備考欄)

1号機

6月4日

原子力安全・保安院の点検指示に基づき、5月13日(水)から原子炉再循環系配管等溶接継手部12箇所について、超音波探傷検査による点検(1)を実施していたところ、B-原子炉再循環系配管の溶接継手部1箇所にひびを確認。

その後、詳細調査の結果、当該継手部のひびは、長さ80ミリメートル、深さ4ミリメートルであることを確認。

この調査結果をもとに、当該継手部について、健全性評価制度(2)に基づく評価を行ったところ、同制度に定める設備の継続使用期間の限度である5年後においても、十分な健全性が確保されることを確認したことから、当該継手部については継続使用することとし、7月24日(金)経済産業省原子力安全・保安院に報告。(3)

当該継手部の健全性については、ひびの進展予測を行った結果、今後25年以上確保されることもあわせて確認しているが、ひびの進展状況を確実に把握するため、次回以降の定期検査においても継続的に点検するとともに、今後計画的に補修等の措置を実施する。

なお、今回の定期検査において点検対象となっている、その他11箇所の溶接継手部については、ひび等の発生はなく、健全であることを確認。(中国電力(株)公表済)

1 超音波探傷検査による点検

平成21年2月18日原院第2号「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(内規)」に基づく検査

2 健全性評価制度

原子力発電設備の炉心シュラウドや原子炉再循環系配管等の主要な機器にひび等が確認された場合に、その設備の健全性を評価するための制度であり、一定期間後のひび等の進展予測と構造強度について定量的に評価する仕組み等が具体的に規定されている。

この制度に基づく健全評価の結果、一定の健全性が確認されれば、5年間を限度に継続使用することができる。

3 経済産業省原子力安全・保安院に報告

この報告を受け内容を確認した原子力安全・保安院は、9月4日(金)その内容を妥当と判断したことを同院ホームページで公表。